機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010439	10 共通	10.8　CSV形式のデータの取込	―	異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい（なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2（転出証明書）を参照。）。 （別表第二の機能ID0010439の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010604	10 共通	10.8　CSV形式のデータの取込	―	異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 （別表第二の機能ID0010604の項の項目詳細の欄を参照）	○	○	○	―
0010605	10 共通	10.8　CSV形式のデータの取込	―	CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報及び記録事項を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。	○	○	○	―
0010441	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	―	マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。なお、経過措置として、「申請管理システム標準仕様書」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010442	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	―	申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 （別表第二の機能ID0010442の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010565	11 エラー・アラート項目	11.1　エラー・アラート項目	―	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラー（※）として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010595	11 エラー・アラート項目	11.1　エラー・アラート項目	―	論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010445	11 エラー・アラート項目	11.1　エラー・アラート項目	―	エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010446	―	―	20.0.1　様式・帳票全般	（1）　省令に規定する様式・帳票に従い、直接印刷により出力できること。 ※住民票の除票の写し（20.1.4（住民票の除票の写し）参照）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）参照）については、標準化基準施行前に除票となったものについては、この限りでない。	◎	◎	◎	令和8年4月1日